



入居申し込み手続き

入居を希望される場合は、居宅介護支援事業所もしくは、はるす本社・グループホームにお電話ください。また見学も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

入居には、主治医による診断書が必要です。また、グループホームスタッフによる面接があります。

健康面でのサポート体制

定期的に訪問診療の医師による往診や健康チェックを行います。

料金について

別途料金表をご確認ください。

グループホーム うち はるすのお家・和歌山

〒640-8401 和歌山市福島486番地1
TEL.073(480)5670
FAX.073(451)0580



本社／株式会社はるす

〒648-0085 和歌山県橋本市岸上563番地の1
TEL.0736-39-3026 (代表) FAX.0736-39-3027

- 認知症対応型共同生活介護事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 居宅介護支援事業
- 訪問入浴介護事業
- 在宅介護支援センター
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 特定旅客自動車運送事業
- 地域密着型特定施設入居者生活介護事業
- サービス付き高齢者向け住宅事業

グループホーム うち はるすのお家

和歌山

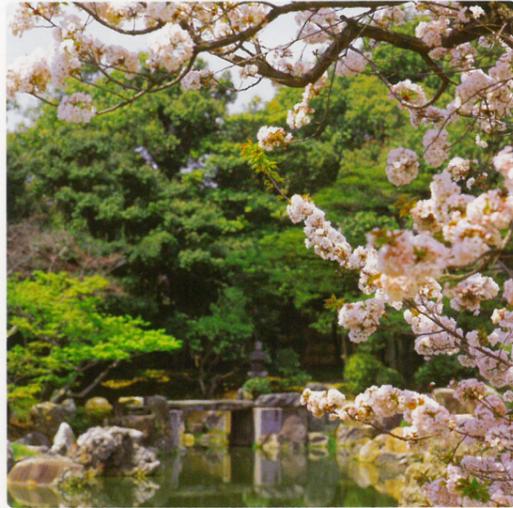
グループホーム「はるすのお家」は共同生活をしながら家庭的な日常生活を通じて認知症をケアするために生まれました



グループホーム
はるすのお家
和歌山



グループホーム「はるすのお家」は、共同生活をしながら家庭的な日常生活を通じて、認知症をケアするために生まれました。



***グループホームとは**

中程度の認知症高齢者の方で寝たきりではなく、食事や歩行、排泄、入浴ができるなどの日常生活の上で自立している必要があります。
また、認知症状のために誰かが見守り、日常生活を続ける上で補助や援助を必要とする方が対象となります。
すなわち、認知症のため自宅で一人では日常生活を営めませんが、誰かのサポートがあれば生活を営める方の共同生活住居です。また、入居は要支援2以上で認知症状の診断が必要です。

Question & Answer

**グループホームとは
どういう施設ですか**



介護が必要な認知症のお年寄りが少人数でスタッフと共同生活を営みながら認知症の緩和を目的としています。「はるすのお家」では、家庭的な雰囲気の中で、入居者が自分らしく快適に過ごせるような環境づくりを大切にしています。

**入所の資格は
あるのですか**



介護認定で認知症と診断された方(介護度1~5)の中で、寝たきりではなく、日常生活で自立していることが必要です。しかし、認知症のために誰かが見守り、生活を続けるために補助・援助することが必要な人が対象になります。

**グループホームでは
どのような生活をするのですか**



「はるすのお家」は、一人ひとりのスペースがあり、入居者の自由が大切にされ、穏やかな共同生活がおくれます。

**グループホームでは
どのような介護にあってくれるのですか**



入居者の持っている残存能力を引き出すために、見守ることに重きをおいたケアを行います。

**外出や一時的な外泊(帰宅等)は
自由にできるのですか**



「はるすのお家」では、お花見や納涼会など季節に対応した催しをスタッフやご家族と共に行います。
外泊については入居者やご家族のご希望に応じて対応しています。

**緊急時の対応や、
夜間などの体制は十分ですか**



協力病院や主治医との連携もスムーズで緊急体制も整っています。一人ひとりの誇りと力をよみがえらせるための専門的なケアが24時間受けていただけます。



雄大に流れる紀の川の近くにあります。
和歌山市内中心部へは約10分で行くことができ、
通院や買い物にも便利な立地が魅力です。

**西
West**



**東
East**